

架空請求にご注意ください！

最近、市内において架空請求のハガキについての問合せが多数寄せられています。下の例のようなハガキが届いた場合は、絶対に連絡はしないでください。

実際に届いた内容

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、あなたの利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号（あ）〇〇〇 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾させていただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問い合わせください。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年〇〇月〇〇日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

受付時間 9:00~20:00（日、祝日除く）

このようなハガキからは、契約内容などが全く分かりません。正式な契約に基づく請求書や督促書などは、何に対しての請求なのか具体的な内容の記載があります。

また、裁判や調停などに関する書類がハガキで届くことはありません。

心配なときや、連絡してしまった場合などは消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

こんな相談がありました NO. 32 ～中古自動車購入直後のキャンセル～

Q

2日前、2万円の内金を入れて、中古車の購入契約をしたが、やはり、色が気に入らないのでキャンセルを申し出たところ、「契約書にサインしているので契約は成立しておりキャンセルできない。キャンセルするなら違約金が必要だ。」と言われた。クーリング・オフできないか。



A

自動車の購入契約はクーリング・オフの適用外です。

契約書面を確認すると、事業者は（社）日本中古自動車販売協会連合会の加盟店であり、標準約款が採用されていました。標準約款では、契約の成立時期を

- ①自動車登録のなされた日
- ②修理・改造等に着手した日
- ③自動車の引渡しがなされた日

のいずれか早い時期としています。

（※割賦の場合は、申込と同時に契約成立となる場合があるので注意が必要です。）

又、違約金については、法律で「事業者が生じる平均的損害額」を超える部分は無効です。

まずは、ご自身で、業界団体加盟店の標準約款に則して、契約の不成立を主張し、違約金については、事業者の実損額を具体的に書面を出してもらい妥当な金額になるまで話合うよう助言しました。

その結果、契約はキャンセルでき、内金2万円から振込手数料を引いた金額が返金されたと報告を受けました。

Check Point

中古自動車は、新車と違い、価格も品質も1台ごとに異なり、消費者にとって商品の良しあしを判断する事が難しいため、トラブルになりやすいです。とりあえず、契約し、後でやめようと思っても簡単にはできません。契約当事者としての責任の重さを自覚し、信頼できる事業者かどうかよく確認し、納得するまで説明を求め、肝心な事は書面化してもらいましょ